

浜松市規則第 39 号

浜松市税条例施行規則の一部を改正する規則

浜松市税条例施行規則(昭和 32 年浜松市規則第 18 号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(種別割の減免)</p> <p>第 6 条 条例第 90 条第 1 項、第 91 条第 1 項及び第 91 条の 2 第 1 項に規定する種別割の減免は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(軽自動車税の減免)</p> <p>第 6 条 条例第 90 条第 1 項、第 91 条第 1 項及び第 91 条の 2 第 1 項に規定する軽自動車税の減免は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(延滞金の減免)</p> <p>第 6 条の 3 法第 326 条第 4 項、第 369 条第 2 項、<u>第 463 条の 2 第 2 項</u>、第 482 条第 3 項、第 535 条第 2 項、第 608 条第 2 項、第 701 条の 1 第 2 項、第 701 条の 60 第 2 項及び第 702 条の 8 第 7 項に規定する延滞金額の減免については、次の各号のいずれかに該当し、市長がやむを得ないと認める場合に限り行うことができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(申告書等の様式)</p>	<p>(延滞金の減免)</p> <p>第 6 条の 3 法第 326 条第 4 項、第 369 条第 2 項、<u>第 457 条第 2 項</u>、第 482 条第 3 項、第 535 条第 2 項、第 608 条第 2 項、第 701 条の 1 第 2 項、第 701 条の 60 第 2 項及び第 702 条の 8 第 7 項に規定する延滞金額の減免については、次の各号のいずれかに該当し、市長がやむを得ないと認める場合に限り行うことができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(申告書等の様式)</p>
<p>第 8 条 申告書等の文書の様式は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>軽自動車税(種別割)第 2 次納税義務免除申告書</u> 第 4 号様式</p> <p>(2)～(19) (略)</p>	<p>第 8 条 申告書等の文書の様式は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>軽自動車税第 2 次納税義務免除申告書</u> 第 4 号様式</p> <p>(2)～(19) (略)</p>
<p>附 則</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>条例附則第 20 条の 3 に規定する市長が定める三輪以上の軽自動車は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>日本赤十字社が、血液事業の用に供し、</u></p>	<p>附 則</p> <p>2 (略)</p>

又はへき地の巡回診療のために使用する
三輪以上の軽自動車

(2) 医療法（昭和23年法律第205号）

第31条に規定する厚生労働大臣の定め
る者（日本赤十字社を除く。）の開設す
る病院又は診療所が、救急の用に供し、
又はへき地の巡回診療のために使用する
三輪以上の軽自動車

(3) 次に掲げる三輪以上の軽自動車のう
ち、市長が必要と認めるもの

ア 身体障害者等（第6条第3項第1号
に掲げる者を除く。以下アにおいて同
じ。）が取得する三輪以上の軽自動車
で、専ら当該身体障害者等が運転する
もの

イ 身体障害者等が取得する三輪以上の
軽自動車（身体障害者で年齢18歳未
満のもの若しくは成年被後見人である
もの又は精神障害者と生計を一にする
者が取得する三輪以上の軽自動車を含
む。）で、専ら当該身体障害者等の通
学、通院、通所又は生業のために当該
身体障害者等と生計を一にする者又は
当該身体障害者等を常時介護する者が
運転するもの

ウ 身体障害者等の利用に専ら供され、
又は身体障害者等の利用と身体障害者
等以外の者の利用とに併せて供される
三輪以上の軽自動車で、車椅子の昇降
装置若しくは固定装置又は浴槽の設置
その他の身体障害者等の利用に供する
ための特別な仕様により製造されたも
の

エ 専ら身体障害者等が運転するため
に、運転装置、制御装置等が、特別の
仕様により製造され、又は変更された
三輪以上の軽自動車で、道路運送法第
3条第1号ハに規定する一般乗用旅客
自動車運送事業を行う者がその本来の
事業の用に供するもの

(4) 災害その他特別の事情により損害を受
けた三輪以上の普通自動車、小型自動車
又は軽自動車の代替として取得した三輪
以上の軽自動車

4 前項第3号に規定する身体障害者は、第6
条第2項各号のいずれかに該当する者とす
る。

5 附則第3項第3号に規定する精神障害者
は、第6条第3項各号のいずれかに該当する
者とする。

6 条例附則第20条の3に規定する環境性
能割の減免は、次に定めるところによる。

(1) 附則第3項第1号、第2号又は第4号
に掲げるもの 免除

(2) 附則第3項第3号ア又はイに掲げるも
の 次に定めるところによる。

ア 取得した三輪以上の軽自動車の構造
が道路運送車両法施行規則（昭和26
年運輸省令第74号）別表第2の4に
規定する散水自動車、広告宣伝用自動
車、霊きゅう自動車その他特種の用途
に供する自動車のうち車椅子移動車で
あるもの 免除

イ 取得した三輪以上の軽自動車の構造
がア以外の構造である場合で、身体障
害者等（附則第3項第3号アに掲げる

ものにあつては、第6条第3項第1号
に掲げる者を除く。）が運転するた
めの構造の変更又は身体障害者等の利用
に供するための構造の変更をしている
もの 次に掲げる額のうちいずれか少
ない額を軽減

(ア) 当該三輪以上の軽自動車に係る環
境性能割の税額

(イ) 300万円に当該構造の変更によ
りした金額を加算した額に、当該三輪
以上の軽自動車に係る環境性能割の
税率を乗じて得た額に相当する額

ウ 取得した三輪以上の軽自動車の構造
がア及びイ以外の構造である場合 次
に掲げる額のうちいずれか少ない額を
軽減

(ア) 当該三輪以上の軽自動車に係る環
境性能割の税額

(イ) 300万円に当該三輪以上の軽自
動車に係る環境性能割の税率を乗じ
て得た額に相当する額

(3) 附則第3項第3号ウに掲げるもの
のうち、身体障害者等の利用に専ら供される
もの 免除

(4) 附則第3項第3号ウに掲げるもの
のうち身体障害者等の利用と身体障害者等以
外の者の利用とに併せて供されるもの及
び同号エに掲げるもの 身体障害者等が
運転するための構造の変更又は身体障害
者等の利用に供するための構造の変更に
要した金額に当該三輪以上の軽自動車に
係る環境性能割の税率を乗じて得た額に
相当する額を軽減

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第4号様式中「軽自動車税（種別割）第2次納税義務免除申告書」を「軽自動車税第2次納税義務免除申告書」に、「第11条の9第3項」を「第11条の10第3項」に、「軽自動車税（種別割）の」を「軽自動車税の」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(あらまし)

この規則は、浜松市税条例の一部改正により、環境性能割を廃止することに伴うほか、所要の整備を行うものです。